

# 御代田町インターネット公有財産売却 ガイドライン

御代田町インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます。）をご利用いただくには、以下の御代田町インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます。）をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインとKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は本ガイドラインが優先して適用されます。

## 第1 公有財産売却の参加条件など

### 1 公有財産売却の参加条件

（以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。）

#### (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に各号該当すると認められる方

〈参考：地方自治法施行令（抄）〉

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）

第三十二条第一項各号に掲げる者

#### 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (2) 自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員のほか、以下の各号に掲げられた者
  - 一 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - 二 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - 三 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - 四 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
  - 五 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - 六 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不正に利用している者
- (3) 日本語を完全に理解できない方
- (4) 御代田町が定める本ガイドライン及びKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (5) 当該入札に係る公有財産（物件）に関する事務に従事する御代田町職員
- (6) 公有財産買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

## 2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却（不動産・自動車・動産）は、地方自治法などの規定にのっとり御代田町が執行する一般競争入札およびせり売りの手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、以後2年間御代田町の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます）上の公有財産売却の物件詳細画面や御代田町において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。
- (5) 一般競争入札を行う物件については、現状での引渡しとなりますのでご了承ください。
- (6) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申込みなど一連の手続きを行ってください。

ア 参加仮申込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。

イ 参加申込み（本申込み）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、不動産の場合は、御代田町のホームページから「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（不動産用）」（以下「申込書」といいます。）、及び「誓約書」を印刷し、必要事項を記入・押印（実印）後、添付書類の入札日前1箇月以内に発行された印鑑登録証明書（参加者が法人の場合は、印鑑証明書）を添付のうえ、御代田町が指定する日時までに提出してください。（必着）

自動車および動産の場合は、御代田町のホームページから「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（自動車・動産用）」（以下「申込書」といいます。）と「誓約書」を印刷し、必要事項を記入後、個人の場合は「公的機関発行の証（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）のコピー」、法人の場合は「現在事項全部証明書の写し」を添付のうえ、御代田町が指定する日時までに提出してください。（必着）

公有財産売却の各物件について入札保証金の納付方法をご確認のうえ、申込書の入札保証金納付方法欄にある「クレジットカード」「銀行振込」のうちご希望の方法いずれか一つに「○」をしてください。

「銀行振込」を選択された方については、御代田町から記入されているメールアドレスあてにメールを送信し、振込先口座などをご案内しますので、御代田町が指定する金融機関で納付してください。（詳しくは「第2 入札保証金の納付について(2) 入札保証金の納付方法 イ 銀行振込による納付」をご覧ください。）

複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類は1通のみ提出いただければ結構です。

(7) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

### 3 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

(1) 不動産・自動車・動産共通

ア 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など御代田町の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

イ 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

(2) 不動産の場合

ア 売上代金の残金納付確認後、不動産登記簿上の権利移転のみを行います。

イ 原則として、物件にかかわる調査、土壌調査およびアスベスト調査などは行って

おりません。また、開発など（建築など）に当たっては、都市計画法、建築基準法および条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください

(3) 自動車の場合

ア 一時抹消登録して引渡します。

4 個人情報の取り扱いについて

(1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア 公有財産売却の参加申込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ 入札者の公有財産売却の参加者情報およびログインIDに登録されているメールアドレスを御代田町に開示され、かつ御代田町がこれらの情報を御代田町公文書管理規程に基づき、5年間保管すること。

御代田町から公有財産売却の参加者に対し、ログインIDで認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログインIDに紐づく会員識別番号が売却システム上において一定期間公開されること。

エ 御代田町は収集した個人情報を地方自治法施行令第167条の4第1項に定める参加条件の確認または同条第2項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。また、入札参加者等が暴力団関係者でないことを確認するため、長野県佐久警察署等へ照会することがあります。

（地方自治法施行令第167条の14で準用する「せり売り」の場合も含みます）

(2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が、住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、落札者となっても、不動産の場合は、所有権移転などの権利移転登記、自動車の場合は、新規登録を行うことができません。

第2 公有財産売却の参加申込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が確認できたログインIDでのみ入札できます。

1 公有財産売却の参加申込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

法人で公有財産売却の参加申込みをする場合は、法人代表者名でログインIDを取得する必

要があります。

## 2 入札保証金の納付について

### (1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7の規定により、一般競争入札に参加する者が、入札する前に納付しなければならない金員です。インターネットによる売却の場合の入札保証金は、予定価格（最低落札価格）の100分の5以上の金額を定めています。

### (2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、御代田町が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

原則として、御代田町が指定する日までに入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。（御代田町が指定する金融機関で振り込まれた場合、納付が確認できるまで4営業日かかりますので、締切日間際の振込の場合はご連絡ください。）

#### ア クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報をSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、御代田町のホームページから、不動産の場合は、「申込書」、「誓約書」を印刷し、必要事項を記入・押印（実印）後、添付書類の入札日前1箇月以内に発行された印鑑登録証明書（参加者が法人の場合は、印鑑証明書）を添付のうえ、御代田町が指定する日時までに提出してください。（必着）

自動車・動産の場合は、「申込書」と「誓約書」を印刷し、必要事項を記入後、個人の場合は「公的機関発行の証（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）のコピー」、法人の場合は「現在事項全部証明書の写し」を添付のうえ、御代田町が指定する日時までに提出してください。（必着）

申込書の入札保証金納付方法欄「クレジットカード」に「○」をしてください。  
VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカード

の各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります）

法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

#### イ 銀行振込による納付

納付方法はクレジットカード以外に、銀行振込による納付があります。

売却システムで参加仮申込みされる際には「銀行振込など」を選択していただくことになります。

申込書の入札保証金納付方法欄の「銀行振込」に「○」をしてください。

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、御代田町のホームページから不動産の場合は、「申込書」、「誓約書」を印刷し、必要事項を記入・押印（実印）後、添付書類の入札日前1箇月以内に発行された印鑑登録証明書（参加者が法人の場合は、印鑑証明書）を添付のうえ、御代田町が指定する日時までに提出してください。（必着）

自動車・動産の場合は、「申込書」と「誓約書」を印刷し、必要事項を記入後、個人の場合は「公的機関発行の証（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）のコピー」、法人の場合は「現在事項全部証明書の写し」を添付のうえ、御代田町が指定する日時までに提出してください。（必着）

御代田町が指定する金融機関で納付してください。

#### (3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに御代田町の定める契約を締結しない場合や売払金額の残金を納付期限までに納付されなかった場合は没収し、返還しません。

#### (4) 入札保証金の契約保証金の充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、「契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書」の書類に基づき、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

### 第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本ガイドラインにおける入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

#### 1 公有財産売却への入札

##### (1) 入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

##### (2) 入札をなかったものとする取り扱い

御代田町は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

## 2 落札者の決定

### (1) 落札者の決定

入札期間終了後、御代田町は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

#### ア 落札者の告知

落札者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

#### イ 御代田町から落札者への連絡

落札者には、御代田町から入札終了後の入札確定日時以降に、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。また、不動産で共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

御代田町が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、御代田町が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金もしくは契約保証金を没収し、返還しません。

### (2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

## 3 売却の決定

### (1) 落札者に対する売却の決定

御代田町は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより、契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には、御代田町より売買契約書及び御代田町が指定する関係書類（「契約書」、「契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書」等）を送付しますので、御代田町が指定する内容等に沿って、売買契約書及び関係書類を御代田町に提出してください。

ア 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

イ 決定金額における消費税は、国内において事業者が事業として対価を得て行われる取引を課税の対象としています。不動産の土地は消費に負担を求める税としての性格から課税の対象としてなじまないため、決定金額には消費税及び地方消費税相当額は課税されません。ただし、土地付き建物については、建物のみ決定金額に消費税及び地方消費税が別途加算されます。なお、自動車・動産の場合には、決定金額に消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

ウ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときや売払金額の残金を納付期限までに納付されなかった場合および落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で18歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した入札保証金または契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに御代田町が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付をされなかった場合、事前に納付された入札保証金、もしくは契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は、御代田町が指定する金融機関で納期限までに納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに御代田町が納付を確認することが必要です。

5 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。なお、公有財産売却の参加申込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

#### ア クレジットカードによる納付の場合

SBペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引落しを行いません。ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

#### イ 銀行振込による納付の場合

入札保証金の返還方法は、申込書による申込者が指定する銀行口座への振込のみとなります。申込者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後1箇月程度要することがあります。

### 第4 せり売形式で行う公有財産売却の手続き

せり売形式の売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する自動入札システムおよび入札単位を使用しています。

本章における入札とは、売却システム上の「入札額」欄へ希望落札金額の上限を入力することおよび入力した上限以下の範囲で行われる自動入札をいいます。また、本章においては、「入札」はせり売形式の入札を、「入札者」はせり売りの参加申込者を、「入札期間」はせり売期間を指します。

#### 1 公有財産売却への入札

##### (1) 入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、売却システム上の「現在価格」または一度「入札額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、入札参加者などの都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。なお、入札期間の自動延長は行いません。

##### (2) 入札をなかったものとする取り扱い

御代田町は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。入札期間中にその時点における最高価格の入札をなかったものとした場合、当該入札に次ぐ価格の入札を最高価格の入札とし、せり売りを続行します。

#### 2 落札者の決定など

##### (1) 落札者の決定

入札期間終了後、御代田町は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）

以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。また、売却システム上では、2人以上が同額の入札価格（上限）を設定した場合、先に設定した人を落札者として決定します。

(2) セリ売終了の告知など

御代田町は、落札者を決定したときは、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価格を売却システム上に一定期間公開することによって告げ、セリ売終了を告知します。

(3) 御代田町から落札者への連絡

落札者には、御代田町から入札終了後の入札確定日時以降に、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

御代田町が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、御代田町が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金もしくは契約保証金を没収し、返還しません。

(4) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

### 3 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

御代田町は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより、契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

自動車および動産の場合は、書類「入札保証金の売買代金への充当について」の提出が必要です。

ア 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

イ 決定金額における消費税は、国内において事業者が事業として対価を得て行われる取引を課税の対象としています。市町村は事業者ではないため消費税は非課税という考え方になります。なお、自動車・動産の場合には、決定金額に消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

ウ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときや売払金額の残金を納付期限までに納付されなかった場合および落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で18歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

#### 4 売払代金の残金の納付

##### (1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した入札保証金または契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

##### (2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに御代田町が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付をされなかった場合、事前に納付された入札保証金、もしくは契約保証金を没収し、返還しません。

##### (3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は、御代田町が指定する金融機関で納期限までに納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに御代田町が納付を確認することが必要です。

#### 5 入札保証金の返還

##### (1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。なお、公有財産売却の参加申込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

##### ア クレジットカードによる納付の場合

SBペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引落しを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

##### イ 銀行振込による納付の場合

入札保証金の返還方法は、申込書による申込者が指定する銀行口座への振込のみとなります。申込者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後1箇月程度要することがあります。

## 第5 公有財産売却の財産の権利移転および引渡しについて

### 1 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

### 2 権利移転の手続きについて

#### (1) 不動産の場合

ア 売上代金の残金納付確認後、不動産登記簿上の権利移転のみを行います。

イ 市町村が発行する身分証明書、住民票（外国人の方は外国人登録原票記載事項証明書、法人の場合は、法人登記事項証明書（現在事項全部証明書又は代表者事項証明書））、法務局が発行する登記されていないことの証明書および登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証明する領収証書を同封のうえ、売上代金の残金納付後、すみやかに御代田町へ提出してください。（売上代金の残金納付期限は、契約締結後、30日以内となります。）

ウ 共同入札の場合は、共同入札者全員の住民票（外国人の方は外国人登録原票記載事項証明書、法人の場合は、法人登記事項証明書（現在事項全部証明書又は代表者事項証明書））の提出が必要です。

エ 所有権移転登記は、法務局へ申請を行ってから2週間程度の期間を要することがあります。

#### (2) 自動車の場合

ア 関係書類に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。

### 3 引渡しおよび権利移転に伴う費用について

#### (1) 不動産の場合

ア 権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料など）は落札者の負担となります。

イ 所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。

#### (2) 自動車等の場合

ア 一時抹消登録して引渡します。

イ 引渡しは、売払代金納付時の現況有姿で行います。

ウ 売払代金の残額納付時または御代田町の引渡し指定日（売払代金の残額の納付日から15日以内）に引渡しを行います。この時に落札者が公有財産を引取れない場合は、御代田町ホームページより「保管依頼書(自動車用)」を印刷し、必要事項を記入、押印のうえ提出してください。（保管期間は売払代金の残額の納付日から1箇月以内です。）

エ 引渡しを受ける際には、落札者本人の確認のため、本人確認ができる公的機関発行の証（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）および御代田町より

落札者へ送付された電子メールを印刷したものを提示してください。なお、代理人が公有財産の引渡しを受ける場合には、落札者本人が作成した「委任状」と、代理人の本人確認ができる公的機関発行の証および電子メールを印刷したものを提示してください。

オ 引渡しの際に、「町有財産受領書(自動車用)」を提出してください。

カ 再登録手続きに必要な書類（譲渡証明書や登録識別情報等通知書および再資源化預託金の預託証明書（通称：リサイクル券）等）については、車両の引渡しの際にお渡しいたします。なお、登録に伴う費用は落札者のご負担となります。

キ 御代田町指定場所での直接引渡しとなるため、仮ナンバープレートの取得や搬送が必要な場合は、落札者において事前に準備してください。また、それらに係る費用は、落札者の負担となります。なお、引渡しに係る一切の費用は、落札者の負担となります。

### (3) 動産の場合

ア 公有財産の引渡しは売払代金納付時の現状有姿で行います。

イ 売払代金の残額納付時または御代田町の引渡し指定日（売払代金の残額の納付日から15日以内）に引渡しを行います。この時に落札者が公有財産を指定日までに引取れない場合は、御代田町のホームページより「保管依頼書(動産用)」を印刷し、必要事項を記入・押印のうえ提出してください。（保管期間は売払代金の残額の納付日から1箇月以内です。）

ウ 公有財産の引渡しを受ける際には、落札者本人確認のため、本人確認ができる公的機関発行の証（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）および御代田町より落札者へ送付された電子メールを印刷したものを提示してください。なお、代理人が公有財産の引渡しを受ける場合には、落札者本人が作成した「委任状」と御代田町より落札者へ送付された電子メールを印刷したもの、および代理人の本人確認ができる公的機関発行の証を提示してください。

エ 出品時に引き取り限定物件以外の公有財産で、送付による引渡しを希望される場合は、御代田町のホームページより「送付依頼書(動産用)」を印刷し、必要事項を記入・押印のうえ、御代田町より落札者へ送付された電子メールを印刷したものを同封し、提出してください。送付時の事故などによって公有財産が破損、紛失などの被害を受けても、御代田町は一切の責任を負いません。

オ 引渡しに係る一切の費用は、落札者の負担となります。

カ 引渡しを受けた後、「町有財産受領書(動産用)」を提出してください。

## 4 その他

(1) 落札後、契約を締結した時点で、公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後もしくは売払代金の残金納付後に発生した財産の破損、焼失など御代田町の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

- (2) 公有財産売却の財産内の動産類やゴミなどの撤去などはすべて落札者自身で行ってください
- (3) 一度引き渡しを受けた財産は、いかなる理由があっても返品、返金、交換などできません。

## 第6 注意事項

### 1 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

#### (1) 公有財産売却の参加申込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア 公有財産売却の参加申込み受付が開始されない場合
- イ 公有財産売却の参加申込み受付ができない状態が相当期間継続した場合
- ウ 公有財産売却の参加申込み受付が入札開始までに終了しない場合
- エ 公有財産売却の参加申込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申込みを取り消すことができない場合

#### (2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア 入札の受付が開始されない場合
- イ 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

#### (3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ くじ（自動抽選）が必要な場合で、くじ（自動抽選）が適正に行えない場合
- ウ せり売形式において入札終了後相当期間経過後も落札者を決定できない場合

### 2 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

#### (1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後1箇月程度要することがあります。

#### (2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後1箇月程度要することがあります。

3 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」という）に損害などが発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、御代田町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、御代田町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、御代田町は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4) 公有財産売却に参加したことにより起因して、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、御代田町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、御代田町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、御代田町は責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログインIDおよびパスワードなどを紛失もしくは、ログインIDおよびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず御代田町は責任を負いません。

4 公有財産売却の参加申込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5 リンクの制限など

御代田町が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、御代田町物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。  
また、売却システム上において、御代田町が公開している情報（文章、写真、図面など）に

ついて、御代田町に無断で転載・転用することは一切できません。

## 6 システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスすること。
- (3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

## 7 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

## 8 インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

- (2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限り、売却システムにおいて使用する文字は、JIS第1第2水準漢字（JIS（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格）X0208をいいます）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

- (3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

## 9 御代田町インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

御代田町は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、御代田町は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

## 10 その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、御代田町が掲載したものでない情報

については、御代田町インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。

#### インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。